

恵庭市都市計画法施行細則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

令和6年2月26日

恵庭市長 原 田



恵庭市規則第5号

恵庭市都市計画法施行細則の一部を改正する規則

恵庭市都市計画法施行細則（平成24年規則第12号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第4号、様式第6号、様式第9号から様式第14号まで、様式第17号から様式第22号まで及び様式第24号から様式第29号までの規定中「印」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。